

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第 9 号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 廃棄物の排出に関する事務

所 管 所 属：健康局

通 知 日：令和 8 年 6 月 1 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	産業廃棄物管理票（紙）の使用に伴う法令等の遵守について改善を求めたもの 抽出した案件の産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の使用状況及び報告書の提出状況を確認したところ、次のとおり不備が検出された。 - 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託において、紙マニフェストを使用していた。 - 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（以下「報告書」という。）を当該事業場の所在地を管轄の都道府県又は政令市等に提出していなかった。 【指摘事項】 健康局は、監督職員に対し、電子マニフェスト導入の経緯、設計図書への記載の重要性、電子マニフェスト使用に係る作業手順について、改めて研修等を実施し、より適切に発注者責任を果たせるよう周知徹底されたい。 また、紙マニフェストを使用した場合に必要となる報告書提出をチェックできる体制を構築されたい。	- 総務課から各課あて、令和 7 年 12 月 10 日及び令和 8 年 1 月 23 日に、産業廃棄物の排出事業者責任の徹底についてメールにて周知を行った。また、経理課から令和 8 年 1 月 13 日に、廃棄物の排出に関する事務の実績がある担当課あてに、同内容についてメールにて改めて周知を行った。 3 月 11 日から 3 月 25 日までの間、監督職員および廃棄物処理の委託業務に携わる職員を対象に、産業廃棄物の処理を委託する際の注意点等について、eラーニングによる研修を実施した。あわせて、やむを得ず紙マニフェストを使用する場合の進捗管理に活用可能なツールを作成し、関係者へ周知することで、チェック体制を強化した。なお、当該研修は今後も継続的に実施する。	措置済	令和 8 年 3 月 26 日